

◎新潟県告示第1085号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立新発田病院
- 2 所 在 地 新発田市本町1丁目2番8号
- 3 有効期間 平成30年11月1日から  
平成33年10月31日まで